

『一般社団法人 四国ツーリズム創造機構』入会のご案内

一般社団法人 四国ツーリズム創造機構 代表理事 半井 真司

四国ツーリズム創造機構は、「四国はひとつ」という認識と総合的な観光戦略のもと、四国の認知度向上や国内・海外観光客の誘客の促進、魅力ある観光地づくりなどの諸事業を官民一体となって効果的かつ円滑に実施し、四国の観光産業の振興と経済の発展、地域の活性化や国際化に寄与することを目的として、平成21年7月31日に、前身の四国観光立県推進協議会を発展的に解散し、その事業を引き継ぐ形で設立され、平成30年12月25日に一般社団法人となりました。

現在、当機構は、四国4県とJR四国に加えて民間からも人的、資金的な協力を得て、協賛会員15団体、賛助会員145団体（令和3年7月1日現在）で運営しており、官民一体となった13人体制の事業推進本部を設けて四国の観光交流の活性化に努めています。

今後、当機構の活動をより充実したものにするため、活動に賛同し継続的にご支援をしていただける会員を募集しております。会員の方には、総会に出席して事業計画等の議案の審議をしていただくほか、当機構の活動状況と直近の事業計画を毎月定期的にお知らせするとともに、それぞれの事業に関して協力体制を組むことも想定されます。

観光振興を通じて四国の活性化を図るためにご協力をいただける企業・団体の皆様からのご支援を よろしくお願い申し上げます。

※ 四国ツーリズム創造機構の定款等については当機構 HP の「運営者情報」からご参照ください。

(<https://shikoku-tourism.com/>)

<募集会員>

1. 会員（協賛会員・理事）

条件：機構の趣旨に賛同し、負担金を年100万円以上拠出、または事業推進本部へ職員を派遣する地方公共団体、企業及び関係団体

（300万円以上拠出または職員派遣の場合は役員になることができる。）

2. 会員（賛助会員）

条件：機構の目的に賛同しその事業に協力するもので、1口5万円の会費を年1口以上20口未満拠出する法人又は団体

<入会方法>

四国ツーリズム創造機構入会申込書（第1号様式）を提出してください。

理事会の承認を経て入会の可否をご返答します。

負担金又は会費は、入会の承認後請求書を送付しますのでご入金願います。

※年度途中で新たに入会した者のうち、10月以降に会員の資格を取得した者については、当該年度に限り負担金年額又は年会費を半額とします。

<ご連絡先>

一般社団法人 四国ツーリズム創造機構 事業推進本部

〒760-0019 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー3F

TEL：087-813-0431/FAX：087-813-0312

E-mail：info@shikoku-tourism.com